

答弁書第一号

内閣参質第一号

昭和二十五年十二月二十六日

内閣総理大臣 吉田 茂

参議院議長 佐藤 尚武殿

参議院議員青山正一君提出講和條約と漁業問題との關係に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

參議院議員青山正一君提出講和條約と漁業問題との關係に關する質問に對する答弁書

一、國際漁場における資源を國際的道義を守り人類福祉のため開發する趣旨のもとに、國際漁場へ進出することについては同感である。

二、漁区制限を規定した連合國總司令部覺書には、このような制限漁区内における操業を許可することは、漁業地域の權利の最終的決定に關する連合國の政策の表明ではないとの趣旨が述べられている。政府としては、講和條約成立後には現行の漁区制限が解除されることを希望するが、條約ができるまでは確言できない。

三、合衆國の提案には「麻薬及び漁業に關する多数國間條約に加入することに同意する」と書かれているので、國家間で締結された條約に日本が加入する意味と考へる。

四、公海は、國際法上何國の所有にも属せず、公海における漁業は自由であつて、國家間の別段の協定があるとか、現在のような特殊の事由によつて漁区の制限をうけるとかいうことのない限り、出漁できる筈である。

なお、支那東海黃海方面及び北洋漁場については、將來この漁場が關係國との友好關係において、わが國民が利用できるように、あつめる機會において適當な措置を講ずるように致したい。